

ID: 28

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	指定の取消し又は一時停止					
例 規 名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ宅内施設工事指定業者に関する規則 第7条第1項及び第2項					
例 規 番 号	平成17年規則第27号					
【根拠条文】						
(指定の取消し又は一時停止)						
第7条 市長は、指定業者から前条第1項に規定する届出を受けたときは、指定を取り消さなければならない。						
2 市長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。						
(1) センターライン又はこの規則に違反したとき。						
(2) 業務に関し不誠実な行為があるなど、市長が指定業者として不適当と認めたとき。						
3 市長は、前2項による指定の取消し又は一時停止により指定業者に損害が生じても、その責任を負わない。						
【基準】						
根拠条文と同じ。						
備考						
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日			